



---

# 令和5年度環境省事業（SHIFT事業）の紹介

---

## SHIFT事業セミナー

2023年1月17日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



令和 3 年度より始まった「工場・事業場による先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）」は、令和 5 年度より新たなメニューの追加や補助要件の変更を行う予定となって います。

本日は、SHIFT事業の概要説明と令和 5 年度の新規・変更点についてご説明いたします。

- 1. 令和 4 年度SHIFT事業概要**
- 2. 令和 5 年度SHIFT事業について**

---

## 1. 令和4年度SHIFT事業概要

---

# SHIFT事業の目的と流れ



- SHIFT事業は、2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組（削減目標の設定、削減計画の策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の実施）を支援する事業。
- 脱炭素化のステップに応じて2つの補助事業を用意。

## 脱炭素化のステップと2つの補助事業

1 削減余地の把握・対策検討

2 実施計画の策定

3 対策実施

CO<sub>2</sub>削減目標達成

### ① 計画策定支援事業

#### 概要

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援。

補助率 1/2、補助上限100万円

#### 特徴

CO<sub>2</sub>削減余地診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO<sub>2</sub>削減目標と実施方法を示す「脱炭素化促進計画」の策定を支援します。

#### 事業のながれ



採択



支援機関による、事業者の意向を踏まえた「脱炭素化促進計画」の策定

### ② 設備更新補助事業

#### 概要

「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新を支援。

補助率 1/3

設備補助A：補助上限1億円

設備補助B：補助上限5億円

#### 特徴

高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備、再エネ設備など、多様な設備が対象です。

必要に応じて排出量取引を実施して、着実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成します。

#### 事業のながれ



採択



目標年度のCO<sub>2</sub>排出量の算定・検証と、CO<sub>2</sub>排出量取引によるCO<sub>2</sub>削減目標の達成

▼「①計画策定支援事業」はこのような事業者におすすめです

CN（カーボンニュートラル）、SDGs、SBTへの取組の必要性を感じているが、工場・事業場で具体的にどんな対策を行えば良いか分からない



CO<sub>2</sub>排出量とエネルギー使用量の現状把握、対策の検討、実施計画の作成を外部専門家に協力して欲しい

▼「②設備更新補助事業」はこのような事業者におすすめです

CO<sub>2</sub>削減余地の把握や対策検討はすでに完了しているので、高効率設備や再エネ設備の導入、燃料転換などにより、確実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成したい



設備導入補助金を利用して、①計画策定支援事業で策定した工場・事業場の脱炭素化のための計画を実行したい

## 1 計画策定支援事業

CO<sub>2</sub>削減余地診断経験の豊富な支援機関が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。CO<sub>2</sub>削減目標を明示した「脱炭素化促進計画」の作成を支援します。

### 応募要件

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等※

※ 中小企業等とは、中小企業基本法第2条に定義される中小企業（個人、個人事業主を除く）の他、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人・公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合等、一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人、その他環境大臣の承認を得てGAJが適当と認める者を含みます。

※ 支援機関を選定の上、応募してください。

### 補助対象

CO<sub>2</sub>排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定支援に係る委託料等（人件費、業務費、一般管理費）。

交付決定前に発生した経費や、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

### 補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の2分の1と、補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

支援内容	補助率	補助金の上限額（税抜）
事業所全体を対象とした支援	1/2	100万円
複数のシステムを対象とした支援		100万円
単一のシステムを対象とした支援		60万円

### 成果物

以下の「脱炭素化促進計画」一式

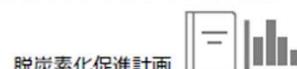
- (1) 診断報告書：工場・事業場のエネルギー使用量、課題、対策提案等をまとめた報告書
- (2) 実施計画書：選定した対策のCO<sub>2</sub>削減効果等をまとめ、実施時期・実施方法を示す計画書
- (3) 算定報告書：基準年度CO<sub>2</sub>排出量（過去3年間の平均値）を算定する報告書

### 支援機関

「支援機関」とは、SHIFT事業の①計画策定支援事業において事業者の工場・事業場の脱炭素化に向けた計画策定を支援する事業者です。SHIFT事業の支援機関として申請及び登録されている事業者のみが「支援機関」となります。

#### 【事業連携】優先採択

①計画策定支援事業の採択事業者は、策定した脱炭素化促進計画を利用することで、  
②設備更新補助事業の優先採択枠の対象となります。支援を受けた年度を含めて4カ年度以内の②設備更新補助事業に応募できます。



- 「支援機関」が工場・事業場の削減余地診断と脱炭素化に向けた実施計画の策定支援を実施する。
- 診断および計画策定支援に係る委託料等を補助対象。
- 対象は年間CO<sub>2</sub>排出量が50トン以上3,000トン未満の工場・事業場を保有する中小企業等。
- 補助率は1/2、補助上限100万円。
- 計画策定支援事業の採択者は、設備更新事業の優先採択枠の対象となります。

## 2 設備更新補助事業

「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新に対して補助金を交付します。

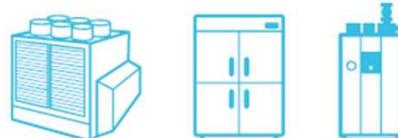
### 応募要件

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上の工場・事業場に対して「脱炭素化促進計画」を策定済みである事業者（①計画策定支援事業を利用していくなくても、指定の様式を用いて事業者が「脱炭素化促進計画」を策定する場合も含みます。）工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合は、共同申請となります。

### 補助対象

以下の対象設備機器の導入・更新に係る経費（工事費、設備費、測量・試験費等）。交付決定前に発生した経費や、既存設備の撤去・移設・廃棄費、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

#### (1) エネルギー使用設備機器



高効率あるいは燃料を低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備

#### (2) エネルギー供給設備機器



低炭素燃料供給設備  
再生可能エネルギー発電設備・太陽熱供給設備・コジェネ設備  
(発電設備、熱供給設備は100%自家消費する場合に限る)

※ 運輸部門の設備機器、照明、蓄電池、常時使用されていない設備機器等は「脱炭素化促進計画」に含まれていても、補助金の対象となりません。

### 補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の3分の1と、補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

事業の種類	補助率	補助金の上限額（税抜）
設備更新補助事業A：以下の①、②のいずれかの事業 ① 工場・事業場単位（工場・事業場の年間CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標が15%以上） ② 主要なシステム系統（主要システム系統の年間CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標が30%以上）*		1億円
設備更新補助事業B：以下のi)~iii)をすべて満たす事業 i) 電化・燃料転換 ii) CO <sub>2</sub> 排出量を4,000t-CO <sub>2</sub> /年以上削減 iii) システム系統でCO <sub>2</sub> 排出量を30%削減	1 / 3	5億円

\* 主要なシステム系統とは、工場・事業場に存在する【機器本体+付属設備】を基本とする多様なシステム系統のうち、事業者が主要と考えるシステム系統のこと。対象範囲を明確にすることを条件に、事業者が任意で定義することができます。

\* 要件を満たす場合は、設備更新補助事業A①、設備更新補助事業A②、設備更新補助事業Bの併願が可能です。

### 排出量取引による着実な目標達成

採択事業者は設備導入が完了した翌年度にあたる削減目標年度のCO<sub>2</sub>排出量を報告して、CO<sub>2</sub>排出量実績に相当する排出枠を確保することで削減目標を達成します。CO<sub>2</sub>排出量実績に比べ排出枠が不足している場合は、排出量取引（自己負担）によって補填します。この排出量取引ではJ-クレジット等の外部クレジットも利用できます。

■ 高効率設備／電化・燃料転換を伴う設備・再エネ設備などが補助対象設備。

■ 補助対象外経費で導入する設備機器（LED等）や運用改善については、自主的対策として削減目標量にカウントすることが可能。

■ 補助率は1/3。補助上限は、A事業は1億円、B事業は5億円。

■ A事業は、工場事業場単位で15%削減またはシステム系統で30%削減が要件。B事業は、大型の設備更新を前提とした要件。

■ 実績未達の場合は排出量取引にて補填する。

# 令和4年度 SHIFT事業スケジュール

■ 令和4年度SHIFT事業は、以下のスケジュールが公募期間でした。

①計画策定支援事業 公募期間	令和4年4月13日（水）～6月20日（月） 令和4年度の設備更新補助事業に応募予定の場合は5月20日締切
②設備更新補助事業	一次 公募期間 令和4年4月13日（水）～5月20日（金） 複数年度事業や設備更新補助事業Bは原則として1次で採択
	二次 公募期間 令和4年8月2日（金）～9月2日（金）（予定） 原則として当年度の計画策定支援事業の利用者向けに実施

※ 設備更新補助事業は、応募状況により追加公募を実施する場合があります。



※令和5年度・令和4年度補正予算に対する公募スケジュールは、検討中です。

---

## 2. 令和5年度SHIFT事業について

+ 令和4年度補正予算について

---

### 【ポイント】

- ・計画策定支援事業の補助率3/4に変更 (変更)
- ・DX型計画策定の要件追加 (新規)
- ・令和3年度補正予算GR事業 (C事業) の統合 (新規)
- ・企業間連携先進モデル支援事業の追加 (新規)

## 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)

R5予算案



【令和5年度予算（案） 3,685百万円（3,700百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 4,000百万円】



## 工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。  
※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

## 2. 事業内容

①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率: 3/4、補助上限: 100万円）中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援※CO<sub>2</sub>排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援A.標準事業 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新を補助（補助率: 1/3、補助上限: 1億円）B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム単位でi) ii) iii) の全てを満たすCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新を補助（補助率: 1/3、補助上限: 5億円）

- i) 電化・燃料転換
- ii) CO<sub>2</sub>排出量を4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
- iii) CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減

C.中小企業事業 中小企業等によるCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新に対し、以下のi) ii) のうちいずれか低い額を補助（補助上限: 0.5億円）

- i) 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>（円）
- ii) 補助対象経費の1/2（円）

## ③企業間連携先進モデル支援（補助率: 1/3、1/2、補助上限 5億円）

Scope3削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2カ年以内で行う取組を支援（金融機関も参画の場合は重点支援）

## ④補助事業の運営支援（委託）

CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

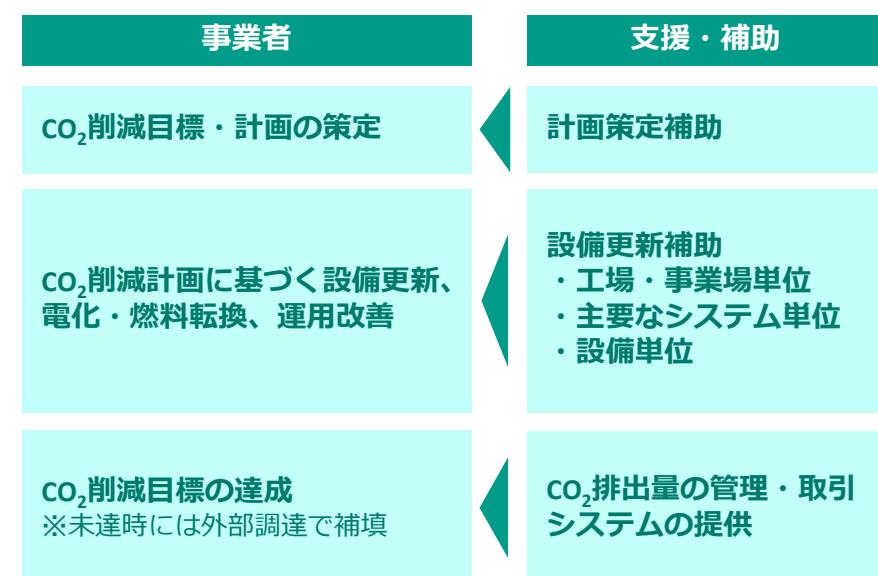
## 3. 事業スキーム

■事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業

■補助・委託先 民間事業者・団体

■実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



## 【主な補助対象設備】



空調設備



給湯器



コージェネ



冷凍冷蔵機器



EMS

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。



## 工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

### 1. 事業目的

2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ

### 2. 事業内容

#### ①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率: 3/4、補助上限: 100万円）

中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援

#### ②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

**標準事業** 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新を補助（補助率:1/3、補助上限:1億円）

**中小企業事業** 中小企業等によるCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新に対し、以下のi) ii)のうちいずれか低い額を補助（補助上限:0.5億円）

- i) 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>（円）
- ii) 補助対象経費の1/2（円）

#### ③補助事業の運営支援（委託）

CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

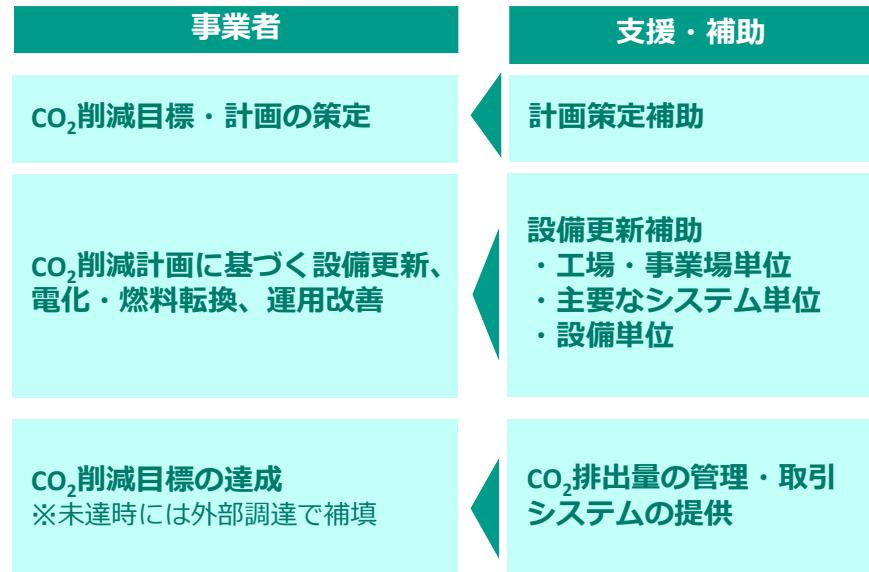
### 3. 事業スキーム

■事業形態 ①、②間接補助事業 ③委託事業

■補助・委託先 民間事業者・団体

■実施期間 令和4年度

### 4. 事業イメージ



#### 【主な補助対象設備】



空調設備



給湯器



コージェネ



冷凍冷蔵機器



EMS

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

